

## § 6 国民年金事業

# 1 国民年金事業の概要

国民年金は、すべての国民を対象に、老齢、障害または死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的として、昭和34年に発足し、昭和36年に「国民皆年金」体制が始まりました。

昭和61年4月の改正においては、本格的な高齢社会に対応し、すべての国民を対象に基礎年金を支給する制度を創設しました。

その後も、より良い制度にするための改正が繰り返されており、基礎年金番号制度の実施（平成8年度）、多段階免除の導入（平成18年度）、基礎年金の2分の1国庫負担の恒久化（平成26年度）や遺族基礎年金の父子家庭への支給（平成26年度）、また、平成31年4月からは次世代育成支援を目的とする産前産後期間の保険料免除制度も始まり、持続可能で国民に信頼される制度の構築を目指しています。

平成22年からは、国、市そして日本年金機構が密接に連携し合い、国民年金事業に取り組んでおり、少子高齢化が急速に進んでいる中、全国民の所得保障の中核を担う制度として、将来とも、制度の安定的な運営・充実が望まれています。

## (1) 国民年金の被保険者

国民年金の被保険者は、次の3種類に分けられます。

第1号被保険者	日本国内に住んでいる自営業者、学生など（外国人登録されている方を含む）で20歳以上60歳未満の方
第2号被保険者	厚生年金保険、共済組合等の加入者で65歳未満の方
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

このほか、次のような方が任意加入することができます。

- ・海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
- ・60歳以上65歳未満の方
- ・60歳未満で老齢年金等の受給者
- ・昭和40年4月1日以前生まれで、年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満で日本国内に住んでいる方または海外在住の日本人（ただし、受給資格期間を満たすまで）

## (2) 国民年金の保険料

国民年金の第1号被保険者および任意加入者は、保険料を納めなければなりません。

また、より高い老齢給付を望む第1号被保険者・任意加入者は、希望により付加保険料を納めることができます。

- ・定額保険料 月額 16,410円 (平成31年度)
- ・付加保険料 月額 400円

### ① 免除・納付猶予制度

保険料を納めることが困難な方には、保険料の免除制度（全額・4分の3・半額・4分の1）、納付猶予制度、学生には納付特例制度があります。

法定免除	生活扶助を受けているときや、障害年金を受けているとき
全額免除	前年所得額が基準以下、または失業により保険料納付が困難なときに申請して承認されたとき
4分の3免除	前年所得額が基準以下、または失業により保険料納付が困難なときに申請して承認され、4分の1の保険料を納付したとき
半額免除	前年所得額が基準以下、または失業により保険料納付が困難なときに申請して承認され、半額の保険料を納付したとき
4分の1免除	前年所得額が基準以下、または失業により保険料納付が困難なときに申請して承認され、4分の3の保険料を納付したとき
納付猶予	前年所得額が基準以下の40歳代の方で、申請して承認されたとき支払いが猶予されます。 (ただし、平成28年6月分までは、年齢が30歳未満の方が対象です。)
学生納付特例	前年所得額が基準以下の学生で、申請して承認されたとき後払いできます。

(注) 厚生年金保険・共済組合の加入者である第2号被保険者とその被扶養者である第3号被保険者の保険料は、厚生年金保険や共済組合の制度でまとめて国民年金制度に拠出しますので、被保険者が保険料を支払う必要はありません。ただし、第3号被保険者は、配偶者の勤務先経由での届出が必要です。

### ② 産前産後期間の免除（平成31年4月～）

国民年金第1号被保険者が出産する場合、出産の予定月（または出産月）の前月（多胎妊娠の場合は3カ月前）から出産予定月（または出産月）の翌々月までの期間に係る保険料の納付が全額免除されます。

産前産後免除期間は、国民年保険料納付済期間に算入され、付加保険料のみを納付することもできます。

### (3) 国民年金の給付

#### ① 基礎年金

##### ア 老齢基礎年金

<支給要件>

老齢基礎年金は、大正15年4月2日以後に生まれた方を対象として、保険料を納めた期間などが原則10年以上ある方が、65歳になったときに支給されます。

<年金額>

- ・保険料を全期間（加入可能年数）納めた方  
780,100円（月額65,008円）
- ・免除や未納期間がある方

$$780,100円 \times \frac{\text{保険料納付月数} + \text{一部免除月数} \times (7/8 \sim 5/8) + \text{全額免除月数} \times 1/2^*}{\text{加入可能年数} (40年) \times 12}$$

※ただし平成21年3月分までは、保険料納付月数+一部免除月数×(1/2~5/6)+全額免除月数×1/3

<支給の繰り上げ、繰り下げ>

支給開始年齢は、希望によって60歳から64歳の間に繰り上げることができますが、支給年金額は一定の率で減額されます。また、支給年齢を繰り下げて65歳以降の希望する年齢から支給を受けることもできます。この場合、支給年金額は一定の率で増額されます。

昭和16年4月2日以降生まれの人の支給率			
繰り上げ（1ヶ月あたり0.5%減額）		繰り下げ（1ヶ月あたり0.7%増額）	
60歳～60歳11月	70.0 ～ 75.5%	65歳～65歳11月	100%（繰り下げ 該当なし）
61歳～61歳11月	76.0 ～ 81.5%	66歳～66歳11月	108.4～116.1%
62歳～62歳11月	82.0 ～ 87.5%	67歳～67歳11月	116.8～124.5%
63歳～63歳11月	88.0 ～ 93.5%	68歳～68歳11月	125.2～132.9%
64歳～64歳11月	94.0 ～ 99.5%	69歳～69歳11月	133.6～141.3%
65歳	100%	70歳	142%

※ 一度、減額・増額された年金額は生涯変わりません。

<付加年金>

付加保険料を納めた方に、老齢年金に加算して支給されます。

付加年金額 200円 × 付加保険料を納付した月数

## イ 障害基礎年金

### <受給要件>

- (1) 被保険者期間中に初診日がある病気やけがで障がい者になったとき
  - (2) 60歳以上65歳未満で国内在住中に初診日がある病気やけがで障がい者になったとき
- ((1), (2)の場合とも障がいの状態が障害等級表の1級または2級であることが必要です。)

### <納付要件>

保険料納付済期間と免除期間を合わせて、初診日の属する月の前々月までに加入期間の2/3以上あること（初診日が令和8年3月31日までにある場合、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に滞納がなければよいことになっています。)

### <年金額>

基本額      1級      975,125円（月額81,260円）  
              2級      780,100円（月額65,008円）

加算額      障害年金を受けられるようになったとき、その方により生計を維持されている18歳到達年度の末日までにある子または障がい等級が1級、2級の状態にある20歳未満の子がいる場合は、次の金額が加算されます。

1人目、2人目      各    224,500円  
3人目以降          各      74,800円

なお、平成23年4月から、子の加算額の対象者は、障害基礎年金の受給権が発生した日の翌日以後に生計を維持することになった子（平成23年3月までに生計を維持することになった子も含めます）も対象とされています。

## ※ 特別障害給付金

### <支給対象者>

- (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生
  - (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者
- ((1), (2)に該当する方で、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がいに該当する方)

### <支給額>

障害基礎年金1級に該当する方      月額    52,150円  
障害基礎年金2級に該当する方      月額    41,720円

## ウ 遺族基礎年金

### <受給要件>

死亡した方の配偶者で18歳到達年度の末日までにある子または障がい等級が1級、2級の状態にある20歳未満の子を扶養している場合

### <納付要件>

死亡した方の保険料納付済期間と免除期間を合わせて、加入期間の2/3以上あること(令和8年3月31日以前に死亡した場合、死亡日の属する月の前々月までの直近1年間に滞納がなければよいことになっています)

### <年金額>

基本額		780,100円
加算額	子1人目, 2人目	224,500円
	子3人目以降	74,800円

(ア) 配偶者が受けるとき……基本額に子の加算を加えた額

(イ) 子が受けるときの1人あたりの支給額

受給権のある子が1人……基本額

〃 2人以上……基本額に2人目以降の加算額を加え、年金を受ける子の数で割った額

## ② 国民年金の独自給付

### ア 寡婦年金

#### <受給要件>

第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて、10年以上ある夫が年金を受けないで死亡した場合に、夫によって生計を維持し、かつ10年以上の婚姻関係が継続している妻に60歳から65歳(60歳に達した日の翌月から、死亡するか、婚姻するか、65歳に達する日の属する月)まで支給されます。

#### <年金額>

夫の第1号被保険者の期間について計算した老齢基礎年金額の3/4です。

### イ 死亡一時金

#### <受給要件>

3年以上、国民年金保険料を納付した方が、年金を受けないで死亡したとき、その遺族に支給されます。

<一時金の額>

保険料を納付した期間に応じて、次表のとおり。

納付済期間		金 額
36月以上	180月未満	120,000円
180月以上	240月未満	145,000円
240月以上	300月未満	170,000円
300月以上	360月未満	220,000円
360月以上	420月未満	270,000円
420月以上		320,000円

※ 4分の1免除期間については3/4，半額免除期間については1/2，4分3免除期間については1/4に相当する月数

#### (4) 福祉年金

この年金は、全額国が負担するので本人や配偶者または扶養義務者の所得制限や他の年金との併給制限が定められています。

なお、昭和61年4月（改正法施行）から障害福祉年金の受給者は障害基礎年金に、母子福祉年金・準母子福祉年金の受給者は遺族基礎年金に移行されたため、現在は老齢福祉年金だけが支給されています。

##### 老齢福祉年金

<支給要件>

次のいずれかに該当する方に支給されます。

- (1) 明治44年4月1日以前に生まれた方が70歳に達したとき。
- (2) 明治44年4月2日から大正5年4月1日までに生まれて保険料納付済期間が1年未満で、かつ保険料納付期間と免除期間を合わせた期間が、生年月日に応じて一定期間（4年1月～7年1月）以上ある方が70歳に達したとき。

<年金額> 399,700円（月額 33,308円）

## 2 国民年金事業の実施状況

### 加入の状況

(単位：人)

年 度	人 口	被 保 険 者 数			
		第 1 号(強制)	任 意	第 3 号	計
H26	269,628	38,057	754	17,629	56,440
H27	266,773	35,473	657	17,213	53,343
H28	263,706	32,823	571	16,529	49,923
H29	260,174	30,963	495	16,126	47,584
H30	256,772	29,539	491	15,472	45,502

※ 各年度とも、年度末の人員を示しています。

### 収納の状況

(単位：月，%)

年 度	対象月数 A	収納月数 B	収納率 B/A
H26	247,537	137,020	55.4
H27	231,432	128,224	55.4
H28	207,034	120,053	58.0
H29	188,162	112,700	59.9
H30	178,002	109,734	61.7

※ 各年度とも、年度末の人員を示しています。

### 免除者の状況

(単位：人，%)

年 度	法 定 免 除		申 請 免 除		合 計	
	免 除 者 数	免除率	免 除 者 数	免除率	免 除 者 数	免除率
H26	5,796	15.2	14,584	38.4	20,380	53.6
H27	5,559	15.7	12,728	35.9	18,287	51.6
H28	5,356	16.3	12,465	38.0	17,821	54.3
H29	5,206	16.8	11,786	38.1	16,992	54.9
H30	5,109	17.3	11,197	37.9	16,306	55.2

※ 各年度とも、年度末の人員を示しています。



老齢福祉年金受給権者の状況

(単位：人)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
全部支給	0	0	0	0	0
一部支給	0	0	0	0	0
全部停止	4	4	4	4	1
計	4	4	4	4	1

※ 各年度とも、年度末の人員を示しています。

受給権者の状況

(単位：人)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
老 年 金	老齢基礎	71,645	74,208	76,213	79,933	81,421
	老齢（旧法）	2,253	1,927	1,647	1,387	1,164
	通算（旧法）	1,786	1,542	1,338	1,142	973
	計	75,684	77,677	79,198	82,462	83,558
障 害 年 金	障害基礎	5,563	5,596	5,423	5,685	5,753
	障害（旧法）	203	184	174	160	153
	計	5,766	5,780	5,597	5,845	5,906
遺 族 年 金	遺族基礎	529	473	385	423	418
	母子、準母子（旧法）	0	0	0	0	0
	遺児（旧法）	0	0	0	0	0
	寡婦年金	55	46	38	32	34
	計	584	519	423	455	452
合 計		82,034	83,976	85,218	88,762	89,916

※ 各年度とも、年度末の人員を示しています。